

## 本庄市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書の写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下「確認書等」という。）の交付を受けている場合 当該確認書等又はその写し
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法第44条第3項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し
- (5) 住宅品質確保法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の交付を受けている場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (6) 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅の構造及び設備について、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第80条第1項の特別評価方法認定書の

写し又は住宅品質確保法第59条第1項の登録試験機関が作成した住宅品質確保法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有する書類の写し

(7) 法第6条第1項第3号の規定による地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合することが必要な場合で、適合する旨を証明する書面が交付されている場合 適合する旨を証明する書面の写し

(8) 法第6条第1項第3号の規定による地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合することが必要な場合で、適合する旨を証明する書面が交付されていない場合 適合することを確認できる図書

(9) 第5条本文に規定する基準に適合することが明らかでない場合 当該基準に適合することを確認できる図書

(10) その他市長が別に定める図書

2 前項の規定にかかわらず、確認書等又はその写しを添えて認定申請を行う場合には、同項第4号から第6号までに定める図書の添付を要しない。

(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第1項第4号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(2) 前条第1項第5号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(3) その他市長が別に定める図書

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)

第4条 第2条第1項第7号及び第8号で定める法第6条第1項第3号の規定による地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 認定申請に係る建築物を建築しようとする地域又は当該建築物が存する地域に、次に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画  
(2) 次に掲げる土地の区域内に認定申請に係る建築物を建築するものでないこと又は当該建築物が存しないこと。ただし、市長が長期にわたって存続できると認めた場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準）

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次の区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこととする。ただし、当該区域の廃止若しくは指定の解除が決定している場合又は短期間で当該区域の廃止若しくは指定の解除が確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域  
（計画の変更申請）

第6条 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をするときには、第2条から第4条までの規定を準用する。

（軽微な変更）

第7条 法第11条第1項の認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画について省令第7条各号に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第1号）の正本及び副本に変更の内容が分かる図書を添えて市長に届け出なければならない。

（申請の取下げ）

第8条 認定申請、変更認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第7項までの規定による変更の認定の申請をいう。）又は法第10条の規定による地位の承継の承認の申請（以下「承認申請」という。）を認定等

を受ける前に取り下げようとする者は、申請取下届（様式第2号）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

（報告）

第9条 認定計画実施者は、次の各号に掲げる場合について法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

（1） 法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第3号）

（2） 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書（様式第4号）

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、認定申請及び変更認定申請について認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第11条 市長は、承認申請について承認をしない場合は、承認しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第12条 市長は、法第13条第1項及び第2項の規定による改善措置を命ずるときは、改善命令書（様式第7号）により認定計画実施者に通知するものとする。

（取りやめの申出）

第13条 法第14条第1項第2号に規定する申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届（様式第8号）の正本及び副本に省令第6条の通知書（法第8条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第6条の通知書及び省令第9条の通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第14条 法第14条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知は、同条第1項第1号に該当する場合にあつては認定取消通知書（様式第9号）により、同項第2号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく認定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年2月18日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の本庄市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第2条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る図書について適用し、同日前にされた申請に係る図書については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規定により既に印刷済みの様式については、当分の間、使用することができる。
- 4 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。
- 5 第2条の規定による改正後の本庄市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の規定は、令和4年4月1日以後にされる申請に係る基準について適用し、同日前にされた申請に係る基準については、なお従前の例による。